

# 札幌市食品衛生管理認証制度実施要綱

(平成16年3月10日保健福祉局長決裁)

最近改正:平成29年1月11日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、HACCPに基づく自主的な衛生管理を推進するとともに、一定水準以上の衛生管理を行っていると認められる施設等を認証することにより、札幌市内で製造、加工、調理、提供、販売される食品の安全性の向上を図るため、札幌市食品衛生管理認証制度の適正かつ円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### (1) 食品安全管理ネットワーク

札幌市食品衛生管理認証制度（以下「認証制度」という。）の運営及びHACCPに基づく自主衛生管理の普及推進に係る共同体をいい、次に掲げるものにより構成されるものをいう。

#### ア 衛生管理ネットワーク協議会

認証制度の運営に係る事務及び衛生管理状況の点検等を行うとともに、認証制度及びHACCPに基づく衛生管理の普及推進に係る協議・検討を行うため、事務局及び衛生管理ネットワーク協議会に登録した法人（以下「登録法人」という。）から構成されるものをいう。

#### イ 協賛ネットワーク

食品等の試験検査、調理器具や衛生資材の販売、損害保険、情報誌及び観光事業などを通じて認証制度及びHACCPの普及推進に協力するため、協賛ネットワークに登録したものにより構成されるものをいう。

#### ウ 認証審査会

認証制度を適正かつ円滑に運営するため、認証の可否、認証の取消しなど、認証に関する事項を決定する会議をいう。

### (2) 営業者

食品の調理・販売・提供・製造・加工等に関する事業活動を行う者をいう。

(3) 認証

登録法人による点検及び認証審査会による審査により、営業者の施設等における衛生管理がこの要綱に定める基準に達していることを認めることをいう。

(4) 本部

複数の施設における衛生管理を統括管理する組織をいう。

(5) 本部認証

本部が統括管理する複数の施設に係る衛生管理体制に対する認証をいう。

## 第2章 認証制度

### (認証対象)

第3条 認証の対象は、札幌市内に所在する別表1の施設とする。

2 本部認証の対象は、札幌市内等に所在する別表1の施設及び当該施設を統括管理する本部とする。

### (認証基準)

第4条 認証は、「基本段階（ベーシックステージ）」及び「高度段階（プレミアムステージ）」の2段階に区分し、それぞれ認証の基準等を設ける。

2 第1項に規定する認証の基準は、別表2に定めるとおりとする。

### (申請等)

第5条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、衛生管理ネットワーク協議会が別に定めるところにより、事務局に申請しなければならない。

(1) 営業者の施設等において認証を受けようとする場合

(2) 認証を受けた営業者が認証の有効期間満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合

(3) 認証審査会の審査の結果により、認証に至らなかった営業者が衛生管理の改善を図った上で再度認証を受けようとする場合

### (点検評価)

第6条 営業者から前条の規定に基づく申請があった場合、衛生管理ネットワーク協議会は、申請者の関与する施設における一般的衛生管理状況及びHACCPに基づく衛生管理の運用状況（以下「衛生管理状況等」という。）について、登録法人による点検評価を実施する。

2 本部認証においては、前項の規定に基づく点検評価に加え、本部による各施設に対する統括管理体制について、登録法人による点検評価を実施する。

- 3 前2項の規定に基づき点検評価を行う登録法人は、事務局が指定する。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく点検評価は、札幌市食品衛生管理認証制度等（さっぽろHACCP）評価調書（様式1。以下「評価調書」という。）を用いて行う。
- 5 登録法人は、第1項及び第2項の規定に基づく点検評価を行った場合、その結果を事務局に報告する。
- 6 本部認証における点検評価の方法その他、点検評価に関し、必要な事項は、衛生管理ネットワーク協議会が別に定める。

（審査及び認証）

- 第7条 前条の規定に基づく点検評価の結果、認証審査会に諮ることが妥当であると判断した場合、事務局は、認証審査会を招集する。
- 2 認証審査会は、点検評価の結果をもとに、申請者の施設における衛生管理状況等について審査を行い、認証の可否及び認証段階を決定する。
  - 3 認証審査会の審査結果に基づき、ネットワーク協議会は、申請者の衛生管理状況等を認証する。

（認証書の交付）

- 第8条 衛生管理ネットワーク協議会は、前条の規定に基づき認証した営業者に対し、認証書を交付する。

（有効期間）

- 第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年間とする。

（定期点検）

- 第10条 第6条の規定に基づき点検評価を行った登録法人は、認証した施設における衛生管理状況を、衛生管理ネットワーク協議会が別に定める期間ごとに点検し、事務局に報告しなければならない。

（認証の取消し）

- 第11条 衛生管理ネットワーク協議会は、認証した営業者が次のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。
- (1) 認証申請に係る書類の記載内容等に虚偽が判明したとき
  - (2) 認証基準への不適合又は衛生管理の重大な不備が判明し、相当の期間を定めて改善を求めてもなお改善されないとき
  - (3) 故意又は重大な過失により、食品衛生法に基づく処分又は命令を受けた

とき

- (4) 認証制度の信用を失墜させる行為があった場合
  - (5) その他衛生管理ネットワーク協議会が認証を不相当と判断した場合
- 2 前項の規定により認証を取り消そうとするときは、認証審査会を招集し、認証の取り消しの可否を審議するものとする。
  - 3 第1項の規定により認証を取り消そうとするときは、認証を受けた営業者に、弁明の機会を与えることができる。
  - 4 第1項の規定により認証を取り消された営業者は、速やかに認証書を事務局に返納しなければならない。
  - 5 事務局は、認証の取消しを行った場合、速やかに札幌市に報告するものとする。
  - 6 札幌市は、認証の取消しについて衛生管理ネットワーク協議会に要請することができる。

(申請事項の変更)

- 第12条 認証を受けた営業者は、施設の名称、住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、速やかに事務局に届け出なければならない。
- 2 本部認証において、本部による統括管理の対象となる施設を追加、削減又は変更したときも、前項と同様とする。

(施設の廃止又は認証の辞退)

- 第13条 認証を受けた営業者は、認証を受けた施設（本部認証においては認証を受けた全ての施設）を廃止したとき又は認証を辞退するときは、認証書を添えて事務局に届け出なければならない。
- 2 本部認証において、本部による統括管理を廃止したときも、前項と同様とする。

(認証書の再交付)

- 第14条 認証を受けた営業者は、認証書を汚損し、又はき損し、若しくは紛失したときは、認証書の再交付を事務局に申請することができる。

(手数料)

- 第15条 衛生管理ネットワーク協議会の事務局は、次に掲げる事項について手数料を徴収することができる。
  - (1) 各種申請に伴う事務処理に係る費用

- (2) 認証書の再交付に係る費用
- 2 登録法人は、次に掲げる事項について手数料を徴収することができる。
- (1) 点検評価及び定期点検に係る費用
- 3 衛生管理ネットワーク協議会は、第1項及び前項に規定する手数料を、人件費、交通費、資料作成などの必要経費をもとに適正に算出しなければならない。
- 4 手数料は、事務局が収納し管理する。

### 第3章 食品安全管理ネットワーク

(資格要件)

第16条 事務局の指定資格要件並びに衛生管理ネットワーク協議会及び協賛ネットワークへの登録資格要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事務局の資格要件

事務局は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければ、指定を受けることができない。

ア 食品衛生思想の普及、食品取扱施設における自主管理の推進及び食品衛生の指導事業に実績のある団体又は法人であること。

イ 認証制度の運営に必要な事務能力を有すること。

ウ 札幌市内に事務所を設置していること。

エ 認証制度に関し不正を行ったことがないこと。

(2) 登録法人の資格要件

次に掲げる要件を満たすものでなければ、衛生管理ネットワーク協議会へ登録することができない。

ア 食品衛生の指導を事業としている法人であること。

イ HACCPによる食品の衛生管理に係る食品衛生監視員講習会に相当する講習会を受講した者に認証制度を担当させること。

ウ 認証制度の信頼性を損なうことのない法人であること。

エ 北海道内に事務所を設置し、札幌市内を事業区域としていること。

オ 認証制度に関し不正を行ったことがないこと。

(3) 協賛ネットワークへの登録の資格要件

次に掲げる要件を満たすものでなければ、協賛ネットワークへ登録することができない。

ア 事業活動を通じて認証制度及び認証を受けた営業者を支援することができる者であること。

イ 認証制度の信頼性を損なうことのない者であること。

ウ 認証制度に関し不正を行ったことがないこと。

(指定及び登録)

第17条 事務局の指定並びに衛生管理ネットワーク協議会及び協賛ネットワークの登録手続は、次の各項の定めるところによる。

(1) 事務局の指定手続

事務局の指定を受けようとする者は、札幌市食品衛生管理認証制度事務局指定申請書(様式2)により、札幌市長に申請しなければならない。

指定申請を受理した札幌市長は、申請者に審査の結果を書面で通知する。なお、事務局の指定は、一つに限るものとする。

(2) 衛生管理ネットワーク協議会及び協賛ネットワークの登録手続

衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークに登録しようとする者は、事務局に申請しなければならない。

衛生管理ネットワーク協議会は、登録申請が適正であると認めたときは、申請者にその年度分の登録料を納入させるとともに登録票を交付する。

なお、衛生管理ネットワーク協議会の設立前にあつては、事務局が札幌市の意見を聞いて、登録することができるものとする。

また、登録料は、認証制度の運営に必要な費用にあてる。

(業務内容)

第18条 事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認証制度の運営及び経理に係る事務
- (2) 認証制度の運営状況に関する札幌市への報告
- (3) その他認証制度の運営に関し必要な業務

2 登録法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認証に係る点検評価及び定期点検
- (2) 認証制度等に係る営業者への助言及び情報提供
- (3) その他認証制度の運営に関し必要な業務

3 協賛ネットワークは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 認証を受けた営業者に対する情報提供及び物資の販売
- (2) その他登録した者の事業を通じて認証制度及び認証を受けた営業者を支援する業務

(脱退及び除名)

第19条 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークから脱退しようとする者は、事務局に届け出なければならない。

また、衛生管理ネットワーク協議会は、衛生管理ネットワーク協議会又は

協賛ネットワークに登録した者が登録資格要件に適合しなくなったときは、除名することができる。

#### **第4章 他制度の活用による認証の特例**

(北海道HACCPの活用)

第20条 札幌市内に存在する食品を製造・加工している施設、鮮魚・精肉・そう菜等・青果を調理・加工し販売している施設（いわゆるバックヤード部門を有する施設）及び食品を調理し提供する給食施設等の事業者が、北海道の制定する「北海道HACCP自主衛生管理認証制度実施要綱」に基づく認証（以下「道HACCP認証」という。）を受けた場合、当該認証に係る施設の衛生管理について、この要綱に基づく認証を受けたものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づく認証段階は、「高度段階（プレミアムステージ）」に相当するものとして取り扱う。
- 3 第1項の規定に基づき認証したときは、衛生管理ネットワーク協議会は、営業者に認証書を交付する。ただし、営業者が認証書の交付を希望しない場合は、認証書を交付しない。

(総合衛生管理製造過程承認制度)

第21条 営業者が、食品衛生法第13条の規定に基づき、厚生労働大臣の承認を受け、総合衛生管理製造過程を経て食品の製造・加工等を行う場合、当該承認に係る施設の衛生管理について、この要綱に基づく認証を受けたものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づく認証は、「高度段階（プレミアムステージ）」に相当するものとして取り扱う。
- 3 第1項の規定に基づき認証したときは、衛生管理ネットワーク協議会は、営業者に認証書を交付する。ただし、営業者が認証書の交付を希望しない場合は、認証書を交付しない。

#### **第5章 その他**

(札幌市の責務)

第22条 札幌市の責務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証制度及びHACCPに基づく衛生管理の普及推進

営業者に対し、認証制度及び道HACCP認証の普及推進に努めるとともに、認証制度及び道HACCP認証並びに両制度に基づく認証等を受けた施設について、市民への周知を図るものとする。

(2) 衛生管理ネットワーク協議会への助言等

認証制度等の適正な運営を図るため、衛生管理ネットワーク協議会に対して必要な助言・協力等を行うとともに、状況に応じ、認証制度等の改正など必要な手続を行うものとする。

(3) 認証制度に係る監査の実施

認証制度等の信頼性を確保するため、必要に応じて監査を行うものとする。

(4) 関係自治体との連携

認証制度及び道HACCP認証の普及推進を円滑かつ効果的に実施するため、国、北海道その他の関係自治体との密接な連携に努めるものとする。

(衛生管理ネットワーク協議会の責務)

第23条 衛生管理ネットワーク協議会は、公平、公正な実地点検評価等の業務を行い、認証制度の信頼性の確保に努めるとともに、認証制度の普及推進に努めるものとする。

(認証審査会の責務)

第24条 認証審査会は、公平、公正な審査を行い、認証制度の信頼性の確保に努めるものとする。

(営業者の責務)

第25条 認証を受けた営業者は、安全な食品を提供するため、当該認証に係る衛生管理の維持向上に継続的に努めるものとする。

(公表)

第26条 衛生管理ネットワーク協議会は、第8条、第20条及び第21条の規定に基づき営業者を認証したときは、認証した施設名等を公表できる。ただし、営業者が公表を希望しない場合は、公表してはならない。

2 衛生管理ネットワーク協議会は、認証した施設名等を公表するときは、速やかに札幌市に報告するものとする。

3 札幌市は、前項の報告を受け、施設営業者名、施設名、施設所在地、ホームページアドレス、認証の段階、認証の対象となった食品名又は食品群及び認証年月日等を札幌市ホームページその他の媒体に掲載することができる。

4 衛生管理ネットワーク協議会における公表の取扱いについては、別に定める。



(ロゴマーク等の使用)

第27条 第8条、第20条及び第21条の規定に基づき認証を受けた営業者は、別に定める取扱要領に基づき、各段階にあわせた認証マークを使用することができる。

(運営要領等)

第28条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に関して必要な事項は、衛生管理ネットワーク協議会が別に定め、札幌市の承認を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

第1条 (施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 (経過措置)

- 1 この要綱の施行日以前に、改正前の要綱に基づき認定を受けた施設（以下「旧認定施設」という。）は、その有効期間が満了するまでの間、この要綱に基づく認証を受けているものとみなす。
- 2 旧認定施設のうち、食品製造施設及びスーパーマーケットなどの食品販売店であって、その有効期間を満了する日が平成27年4月1日から平成27年10月1日までの施設の営業者は、引き続き2年間に限り、この要綱に基づく認証を受けるため、有効期間満了前に申請することができる。
- 3 前項の申請に係る手続等については、従前の例によるものとする。

附 則

第1条 (施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 (経過措置)

- 1 この要綱の施行日以前に、改正前の要綱に基づき認証を受けた施設は、その有効期間が満了するまでの間、この要綱に基づく認証を受けているも

のとみなす。

- 2 前項の規定に基づく認証は、原則として、「高度段階（プレミアムステージ）」に相当するものとして取り扱う。

#### 附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表 1 対象施設

認証区分	対象施設	
飲食店	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく右の許可を受けた施設	飲食店営業 喫茶店営業
	学校、病院、社会福祉施設その他の施設において、継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（給食施設）	
店頭販売店	食品衛生法第52条第1項の規定に基づく右の許可を受けた施設	乳類販売業 食肉販売業 魚介類販売業 氷雪販売業 魚介類せり売営業
	食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）第4条の規定に基づく右の登録を受けた施設	食品販売業
	食品衛生法第52条第1項又は食品の製造販売行商等衛生条例第5条の許可を受けた各種製造業のうち、専ら店頭において直接消費者に販売する施設	
	その他許可を要さない食品の販売・加工等を行う施設	

別表 2 認証基準

認証段階	認証基準
基本段階 （ベーシック ステージ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録法人の実施点検により、評価調書に基づく評価段階が「AA」以上であること。</li> <li>2. 特定の食品（食品群）の製造、加工又は調理等を行う工程において、HACCPの手法に基づく衛生管理が継続的に実施されていること</li> </ol>
高度段階 （プレミアム ステージ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録法人による実施点検により、評価調書に基づく評価段階が「AAA」であること。</li> <li>2. 特定の許可（食品衛生法第52条第1項に基づく許可）又は登録（食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）第4条に基づく登録及び第5条に基づく許可）業種で製造、加工又は調理する全ての食品（許可及び登録が不要である食品については、当該施設で製造、加工又は調理する全ての食品）の製造、加工又は調理等において、HACCPの手法に基づく衛生管理が継続的に実施されていること。</li> </ol>

様式 2

札幌市食品衛生管理認証制度事務局指定申請書	
平成 年 月 日	
札幌市長 様	
申請者住所	
氏名	
電話番号	
札幌市食品衛生管理認証制度実施要綱第 18 条第 1 項の規定により、事務局の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
名 称	
事務所所在地	
担当者氏名	(電話番号 )
添 付 書 類	1 定款または寄付行為若しくは規約 2 前年度の収支決算書及び今年度の収支予算書 3 役員名簿 4 担当役員の経歴

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。